

ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣登録第 21 号）	
処分の内容	
改善命令	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 21 条に基づき、下記の措置を講ずることを命ずる。</p> <p>一 業務改善計画書の提出</p> <p>国土交通省令に適合する方法により評価の業務を行わなかったことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成 29 年 8 月 18 日までに当職へ提出すること。</p> <p>二 業務の実施に関する定期的な報告</p> <p>評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、別途当職から指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況を翌月末までに当職に報告すること。</p>
違反事由の概要	
豊橋市内の建築物 1 件の設計性能評価における、8-1 重量床衝撃音対策等級について、国が定める基準に適合する方法による評価を行わず、設計住宅性能評価書を交付した。	

<参考>

【ビューローベリタスジャパン株式会社】

- 登録番号 国土交通大臣登録第 21 号（当初指定は平成 14 年 4 月 4 日）
- 代表者 佐々木 泰介
- 事務所 東京新宿事務所（東京都新宿区）
- 登録区分
  - 設計住宅性能評価を行う者としての登録
  - 新築住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
  - 既存住宅である住宅の建設住宅性能評価を行う者としての登録
- 業務区域 日本全域